

参加と協働のまちづくり条例（案）に対する意見等

— 職 員 —

■条例全体

（総務部）

- ・この条例は、他の条例の最上位に位置する普遍的なものではないのか？ 他の条例と同じように見える。
- ・この条例が、町の憲法であるならば、他の条例より上位に位置すると思われるが、第11条以降では、かなり細かく規定がしてある。例えば、庶務規定。「地域振興課で処理する。」という規定は、他の条例でも少ないのにもかかわらず、町の憲法であるこの条例に必要なのか。
- ・第12条以降の担当部署の表示は、条例ではなく規則に規定することでよいのでは。
- ・第5章「住民投票制度」に関しての規定が細かい。別に「住民投票条例」を設けるべきではないかと思う。
- ・地域自治組織は行政区を挙げている。一方で、「住民、NPO及び5人以上のまちづくりの担い手等」とあり、規模のアンバランスさに違和感を覚える。
- ・同じ内容が繰り返し記述されているように見受けられる。例規に慣れていない方に読みやすくするための意図ということで理解すればよいか。

（地域協働部）

- ・全体を通して、第4章・第5章のボリュームが大きすぎる。特に、「住民投票制度」について、ここまでの規定が必要か。
- ・この条例は、参加と協働の手続きを定める条例ではなく、自治基本条例の性格を併せ持つ条例であるはず。他の条例や要綱、計画に指針を与える、最上位に位置づけられる条例ならば、細かな手続きはその下位に括られる条例や要綱に定めればよいのでは。
- ・「日数」や「人数」という数値規定は、職員の首をしめかねない。施行後に不具合が生じて改善したくても、町の憲法たる「条例」を安易に変更できるものではない。
- ・全体として例規的な言い回しにとらわれず、分かりやすい表現にしようとしていることは良いことだと思うが、内容的には行政よりのもの、行政側からの視点、行政に気を遣った内容になっている感じで、住民主権という観点に乏しいような気がする。

■前文

- ・「秋」のくだりで、「…自然の恵みの実り」の続きは、同じような意味の「豊穰」ではなく「収穫」の方が適切ではないか。
- ・「冬」のくだりで、「活動」では表現しきれない感じがするので、これに替わるより良い表現はないか。
- ・「先人たちは…」から始まる文脈は、活力あるまちを築いてきた⇒「しかし」社会環境は急

激に変化している⇒「そして」住民自治の時代が来ている。…という「しかし」と「そして」の接続詞の使い方に違和感がある。

- ・春夏秋冬の表現は必要か。
- ・「先人たちは…」から始まる段落の「自らの責任で考え、決め、行動する住民自治」の「決め」は必要か。
- ・「私たちは、まちづくりの主体として…」から始まる段落の「共助の精神をみんなで共有します。私たちは、明るい希望に…」は、「共助の精神をみんなで共有し、明るい希望に…」と続けた方がスッキリするのでは。

■第1章 共通の原則

(第1条 条例の目的)

- ・目的が分かりづらい。「制度等を定めるとともに」を削除しては。
- ・「…向上に継続して取り組むことができるまちを実現する。」という、「取り組む」「できる」「実現する」と続ける難しい表現にせず、「向上心を皆で共有する」としてはどうか。
- ・「…まちづくりの基本理念、制度等を」を「基本理念とその制度等」としては。

(第2条 用語の意味)

- ・「イ」は、非営利の団体を位置づけ、「ウ」に非営利・営利の事業所を位置づけている。ならば、「イ」を非営利の団体と事業所、「ウ」に営利目的の事業所としてはどうか。
- ・「地域自治組織」という言葉の意味は、行政区名ではない。後々の運用を考えても、行政区名は削除した方が良いのでは。
- ・「協働」の「ア」で、「連携や協力をすること」とあるが、連携も協力も同じ意味ではないか。
- ・第2条第1号イ及びウで、「営利を目的としない」とか、「公益又は営利を目的に」とあるが、この表現は必要か。
- ・第2条第3号のイの規定は必要か。

■第2章 基本理念

(第3条 まちづくりの基本的な考え)

- ・第3条第4項で、「実現するための議会と町の執行機関の強い意志が必要」とあるが、「議会と町の執行機関が、その実現を目指す強い意志が必要」という表現の方が適切ではないか。

(第4条 参加と協働の基本的な約束)

- ・第7号は、3号と4号の間へ。そうすれば、8号は、4号と合体し分かりやすくなる。「必要な連絡、調整等を担い、互いに平等な関係を実現しなければなりません。」というように。
- ・第4条第2号の、「…干渉を受けません。」とはどういう意味か分かりづらい。
- ・第5号の、「…町の執行機関が保有する情報」とは、どういう情報か。情報公開条例や個人情報保護条例等の規定があるので。

- ・第8号に書かれていることは、第2条「用語の意味」で定義されていることから、この条での規定が必要か疑問を感じる。
- ・第4条第4号の「必要な連絡、調整等」に、「必要な情報の提供」を入れた方がよいのでは。

(第5条 参加と協働のまちづくりの姿)

- ・「…まちづくりを次のように変えます。」の表現は、「…を実現する」というような、まちの明るい展望を表す表現へ。
- ・第5号で、執行機関が説明責任を果たす相手は、住民やまちづくりの担い手。ならば、「政策についての説明責任を果たす」の「政策についての」は削除し、「住民又はまちづくりの担い手に対する説明責任を果たす」とシンプルに表した方がよい。
- ・第5条第3号の「きめ細かな援助」の「援助」が分かりづらい。
- ・第5条第4号に「地域自治により効果的に課題を解決できる」とあるが、課題解決という後ろ向きなものだけでなく、もっと前向きな姿勢を表現した方がよいのでは。

■第3章 役割と責務

(第6条 まちづくりの担い手等の役割)

- ・第6条第2項は、担い手だけの役割ではない。

(第7条 地域自治組織の責務)

- ・第7条第1項に「共助の精神を共有できる組織」とある。ならば見出しは、「地域自治組織の責務等」がよいのでは。
- ・第2項の書きだし部分の「このため」は不要では。

(第8条 地域自治組織と町の執行機関との関係)

- ・第8条第2項に、「…権限と財源を地域自治組織に引き渡すものとします。」とあるが、「引き渡す」という表現は、対等ではなく、「上から下」という感じがする。

(第9条 議会の責務)

- ・第9条では、「議決機関としての権能を誇示することなく」というような、立場等だけを考えた判断がされることがないよう、防御策を設けてもよいのでは。

(第10条 町の執行機関の責務)

- ・第10条第3項「…大口町の職員」は「…その職員」でもよいのでは。

■第4章 協働の制度

(第11条 参加と協働の制度)

- ・第11条の条文は必要か。

(第12条 提案検討会議)

- ・第12条第1項の「5人以上のまちづくりの担い手」の説明が分かりにくい。

- ・第12条第3号に「規則の定めるところにより…」とあるこの規則とは、「提案検討会議条例」の施行規則を意味しているのか。
- ・第12条第1項の、「5人以上」という数値規定は必要か。「一つの住民団体や一つの事業所を1人の住民とします」といった規定も意味がないと思われる。少数意見でも耳を傾けるべきであるし、多数からでも偏見がある意見の場合もある。
- ・第12条第3号も、もっと柔軟な対応ができるべき。情勢の変化、改善等が認められるのであれば検討の余地があるのではないか。
- ・第12条以下での担当部署の規定は、規則等でもよいのでは。

(第15条 制度の選択)

- ・第15条の規定は必要か。両方実施しても良いケースがあるのでは。

(第16条 出前対話)

- ・第16条を削除する。(この条例に位置づけるレベルの政策ではないと思われる。)

(第18条 元気なまちづくり事業)

- ・第18条を削除する。(この事業は既存事業であり、条例の文脈から、改めて位置づける必要性はない。)
- ・第18条の規定は必要か。NPO条例に定めがあるのなら不要であろうし、ここで規定するのであれば、もっと拡大解釈できるようにしてはどうか。

■第5章 住民投票制度

- ・第20条以降は、第27条「投票結果の尊重」を除き、「住民投票制度については、別に定める」として削除してはどうか。
- ・第19条の住民投票にかけられない事項は不要ではないか。
- ・住民投票権は、20歳以上でないといけないのか？ 自らの意思で投票できる者であるのならよいのでは。投票する事項によって差を設けてもよい。また、事業所等団体に属する人の投票権は、第2条での住民の定義に反するのではないか。
- ・第20条の中の「住民基本台帳法」のくだりは必要ないのでは。
- ・第21条で、住民投票の請求についてのハードルをもっと高くしてもよいのではないか。例えば1/3以上とか。同様に第24条のハードルも(2/3未満はだめとか)。
- ・第23条以下、「告示」よりもっと周知できる方法で規定するべきではないか。なぜ、こっだけ行政的な考え方なのか。
- ・第23条に、「90日以内」とあるが、この期間は長すぎるのではないか。
- ・第26条に、「…告示の日から3年間は」とあるが、このハードルは高い気がする。例えば「1年度以上空ける」くらいではどうか。
- ・第27条で、住民投票結果は尊重するだけでいいのか。結果と違った施策をする又はしない場合、その説明責任を課すとか、対話集会を持つという責務を設けたり、一定以上の投票率及び得票を得た場合は必ず意向に沿うようにしなければならないとしたりするなどは。

